

議事要旨(2) IASB 公開草案「リース」の概要

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、2013年9月にコメントレターをIASBへ提出するのに向けて今後審議を行うために、IASB/FASBの再公開草案「リース」の提案内容の概要を説明する旨の説明がなされた。これに続き、神谷専門研究員より、説明資料〔審議事項(2)〕に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

説明の後、委員から、次のような発言がなされた。

- ある委員より、現行のリース基準では、貸手はリースの原資産の粗利に相当する収益をリースの開始時点に全額認識するが、改訂公開草案の提案によれば、開始時点に認識される収益は異なるのかという質問がなされた。これに対し事務局からは、改訂公開草案の貸手のモデルは、タイプ A のリースについて、リースの開始時点にリースの原資産の粗利のうちリースする部分に対応する収益を認識する点で、現行のリース基準と異なるという旨の回答がなされた。
- ある委員より、IASB では現行のリース基準を改定することは絶対であるという認識の下、プロジェクトが進められているのかという旨の質問がなされた。これに対し事務局からは、断定的なことは言えないが、これまでのIASBとFASBのリース・プロジェクトでは当初より、借手のリースについてすべてオンバランスするという方向性で審議が行われてきているという旨の回答がなされた。
- ある委員より、改訂公開草案の質問 2 及び質問 3 に含まれている“more than an insignificant portion of the economic benefits”のうち“more than an insignificant portion”のニュアンスが分かりにくいので、どのように解釈をすべきか教えてほしいという旨の質問がなされた。これに対し事務局からは、現行のリース基準で用いられているファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区分する際の閾値と比較すれば、相当程度低い閾値という理解であるという旨の回答がなされた。
- ある委員より、不動産のリースの場合で土地を対象として考えると、リース期間においてその資産の消費はされず、借手はリース終了時に当該資産をそのまま返還するだけなので、借手に資産があるといえるのかという旨の質問がなされた。これに対し事務局からは、使用权が資産の定義を満たすのかという点について、改訂公開草案では結論の背景に記載されているとおり、原資産を使用する権利は概念フレームワークにおける資産の定義を満たすとの考え方が示されており、この点について、原資産が不動産か不動産以外かによって区別はしていない旨の回答がなされた。
- ある委員より、今後の審議の進め方についての質問がなされた。これに対し事務局

からは、専門委員会では改訂公開草案に明示されている質問項目に沿って審議を行っており、委員会ではこのような質問項目ごとの審議の内容を随時紹介する形で、検討をしていきたいと考えている旨の回答がなされた。

以 上